

岐阜県グリーンスタジアムに係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部地域スポーツ課

1 趣旨

「岐阜県グリーンスタジアム」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県グリーンスタジアム（川崎重工ホッケースタジアム）
- ・所在地 各務原市下切町6丁目1-4
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当施設は、各務原市からの要望により設置された経緯があり、平成12年の開設時から同市が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を市が全額負担するスキームが確立されている。

「ホッケーの街」として、市を挙げてホッケー競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、中・高・大学等の利用のほか、ナショナルトレーニングセンターの指定、国際大会等の誘致も行っており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。